

改正後の大規模事業評価制度の概要

1 制度の経過

大規模事業評価制度は、町が新規に計画する公共事業のうち1億円を超える事業について、外部有識者等の意見を聴くことを目的に、平成26年4月から「大規模事業評価委員会条例」及び「大規模事業評価の実施に関する要綱」により運用を開始しました。平成29年4月には、大規模事業評価委員会に対して学校給食センターの諮問を行い、5月に答申を受けています。

しかし、以下の課題については検討する必要性が生じました。

①委員会の役割（条例第2条、要綱第1条関係）

大規模事業評価に関する要綱では、委員会の役割について、内部評価の適正性についての評価を行うこととなっていますが、条例では公共事業の実施に関しての必要性及び効果などについて評価することとしており、実際の委員会の役割と条例に齟齬がある状態です。

②評価対象となる事業費（第3条関係）

評価対象事業費を1億円としています。新規の道路整備、雨水排水対策工事のほか、土地の取得を伴う集会所の建設などについても対象事業費を超えてしまう事業が予想されます。

③申請まで期間の短い補助金を活用する場合の対応（第3条関係）

国の経済対策等に伴う補助金・交付金を活用する場合、短い期間で補助金の申請を行う必要があるため、委員会の審査を行う時間的な余裕がない状態にあります。

④事業の評価後でなければ予算措置ができない（要綱第4条関係）

事業の評価を行った後でなければ事業に係る一切の予算措置を行うことができないこととなっていますが、基本計画など、ある程度詳細な計画がないところでは、委員会においても審議ができない部分が多くあります。

2 改正後の主な内容（平成30年3月～）

これらの課題に対応するため、平成30年3月に以下の改正を行ったものです。

①委員会の役割の明確化

委員会の所掌事務を「事業の実施に関する必要性及び効果の評価」から「内部評価の審議」に統一（条例第2条、要綱第1条、第8条など）し、事業の可否ではなく、事業実施に向けて専門的見地からご意見をいただくこととしました。

②全体事業費を「1億円」から「3億円」に引き上げ

同様の制度を採用している自治体を参考にすると、対象事業費は最低でも5億円であるため、自治体の規模等を考慮したうえで上限額を1億円から3億円に引き上げました。（条例第3条第1項第1号）

③申請まで期間の短い補助金を活用する場合の対応

対象外事業として「国及び県の補助金等を活用する場合で、審議に付するいとまがないとき」を追加（条例第3条第2項第3号）しました。

④実施設計に入る前までの予算措置を可能とする

審議会が審議できる程度の資料を整えるため、基本的な整備方針を定める基本計画までは予算措置ができる制度（要綱第4条）に改めました。